

人権教育基本方針（中学校）

大阪桐蔭中学校
人権教育推進部

I 大阪桐蔭中学校人権教育基本方針

私たちは、日本国憲法・教育基本法の精神にのっとり、「鼎立成りて碩量を育む。」の教育方針のもと徳育、知育、体育の三育のバランスのとれた人材の育成を目指す事を大きな目標とする。そして大阪桐蔭中学校の設立の理念である「本来人間の能力には大差がなく、やる気があるかどうかの差であり、勉強意欲や創造の精神を育て、生徒本人の自発性を涵養し、向上心を芽生えさせる。」という言葉のもと、一切の差別は基本的人権の侵害の問題に辿り着き、すべての教職員が人権教育が民主教育の重要な柱とみなし、あらゆる差別を許さないという統一意志を持ち、あらゆる差別を許さない、一切の差別をしない、差別に負けずに生き抜く、強い人物を育てることにあると考える。

II 進路保障

全ての生徒が希望する進路を確保し、中学生生活を有意義に過ごすことができる学校であることは教育機関として我が校が果たさねばならぬ義務であるという考えのもと、学校生活の中心である学力の向上をはかることこそが最大の懸案事項であると考え。その考えのもと全ての教員は教科における教育効果の向上を常に念頭に置いておく事が必要である。

(実践目標)

1. 到達度別補充授業

毎日授業終了後及び各休暇期間に必要な応じて行なう。

1年次・・・五教科を中心に基礎学力の充実を目標にする。

2年次・・・五教科を中心に基礎学力の充実を目標にする。

3年次・・・高校への進級に備えて小集団による生徒と教員が一体になった徹底した弱点の強化に努める。

2. 個人別の面談を必要に応じて行なう。

3. クラス別の教科担当者間での連絡を密にする。

4. 教員の指導力、資質を向上させるため教科での学習会を開く。

5. 学習評価の方法内容の適正化をはかるため、全教員が一致した見解を持つ。

III 生徒指導

生徒ひとりひとりの価値を尊重する精神を根底に持って、教師と生徒の間での心の通った互いに個人として尊重するという理念を全教職員が念頭において、自らの意志によって自主自立の精神と公正な判断力を育てることが生徒指導の原点であるという考えを持って万全の指導体制を確立しなければならない。

(実践目標)

1. 生徒の出欠状況を把握し、家庭との連携を密にする。

2. 生徒の通学途中の実態を把握する。

3. 学校行事、課外活動、合宿等を通じて好ましい人間関係の育成をはかり、真の友情を育て、人間尊重の精神を養う。

4. 「魅力ある学園」であるために、校内外の教育環境の諸条件を整備する。

IV 学習と研究活動

A. 教職員対象

1. 外部研修への積極的参加 全教職員対象
2. 教員対象勉強会（ビデオ、映画、講演会）

B. 生徒対象

1. 人権H. Rの実施（ビデオ）
2. 人権教育（映画鑑賞、講演会）
3. 人権週間
4. 教育方針の徹底

生徒諸君へ

本校ではこのような方針・目標で人権教育を推進しています。

中学校は義務教育の最終段階であり、また心理的成長・変化が大変激しく不安定になりがちで、特に人権教育において重要な時期であると考え、級友間の絆づくりから始まって、他者の人権・尊厳を改めて発見するということまで理解を深めることを目指します。

また、中学生期には思春期（自我の芽生え）、いわゆる反抗期というものがありますが、これは、自分を正当化しようとする手段のようなものであって、「今、私は反抗期だ」というようにこれを武器にせずに、やはり、人生経験豊富な人の意見を素直に聞ける態度・心が本当の意味で自分を成長させるものであります。

1. 人権問題に対する正しい認識を養う。
2. 正しい判断力に基づいた行動が出来る。
3. すべての人に、すべての物に温かい思いやりの心をもって接する。
4. 常に素直な心で人と接することができる。

上記のことをしっかりと意識して、実行してください。

人の評価は勉強ができることだけではありません。日常生活の中での常識・マナー（例えば、「大きな声で、相手に伝わる、心のこもった挨拶ができる」「お年寄りや小さな子供、ハンデを持っている人に思いやりを持って接することができる」など）をふまえた行動が、ごく自然にできることが一番大切であり、これからの人生（社会生活）にも非常に重要なことです。

本校での学校生活の中で教科学習はもちろんのことですが、良識ある、誰もが認める立派な人に成長するように、常に努力することを心がけましょう。